

市内の空間緑量率観測結果 3月も通常の範囲内でした

毎日午前9時に、上越地域消防事務組合管内の各消防署において、地上1メートルで測定した値（月間の平均値、最小値、最大値）は、いずれも通常の値である毎時0・016〜0・16マイクロロシベルトの範囲内でした。

環境政策課（☎025・520・5690）



光化学スモッグにご注意を

光化学スモッグとは、大気汚染物質が強い紫外線を受け変質し発生した光化学オキシダントが、気象条件などにより大気中に滞留し白くもやがかかったような状態のことを指します。健康被害発生の恐れがある場合、県は注意報を発令し、市では防災行政無線、安全メール、市ホームページなどでお知らせします。発表の有無は「大気汚染情報テレ

フォンサービス」(☎025・280・5104 ※自動音声)でも確認できます。

注意報が発令されても直ちに健康被害が発生するものではありませんが、屋外での運動を控え、目や喉に痛みなどの症状が現れた場合は、水道水で洗眼やうがいをして、室内で安静にしてください。

環境政策課（☎025・520・5690）

し尿くみ取り手数料の改定

し尿収集運搬経費の増加に伴い、10月1日のくみ取りから、し尿くみ取り手数料を改定します。

●改定後の額

18リットル当たり198円
(改定前184円)

生活環境課（☎025・526・5111、内線4115）



空き地を適切に管理しましょう

空き地は適切な管理をしないと雑草が生い茂り、害虫の発生やごみの不法投棄を招くなど、生活環境の悪化をもたらすとともに、近隣住民に不快感を与えます。所有者は、定期的な草刈りや清掃を行うなど、適切な管理をお願いします。

刈り取った草は可燃ごみへ刈り取った草は、燃やせるごみ指定袋に入れて集積所に出すか、クリーンセンターへ直接持ち込み、処分(有料)してください。

●刈り取った草は可燃ごみへ

除草剤の散布は、容器に記載された使用方法を守ってください。また、風向きや周囲の状況に配慮し、作業をしてください。

●除草剤を使用する際は周囲へ配慮を

除草剤の散布は、容器に記載された使用方法を守ってください。また、風向きや周囲の状況に配慮し、作業をしてください。

生活環境課（☎025・526・5111、内線4116）

●改定後の額

18リットル当たり198円
(改定前184円)

生活環境課（☎025・526・5111、内線4115）

南葉高原キャンプ場がオープンします

市内の町並みや日本海などの大パノラマが一望できる場所のでキャンプをしませんか。時営業期間 4月29日(水)・11月3日(火)・11月29日(水)・12月3日(火)・12月29日(水) 申請 南葉高原キャンプ場南葉ロッジ (☎025・524・9046)



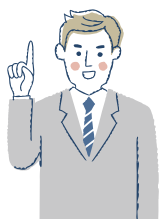
5月は消費者月間です

今年度のテーマは、「見える情報 見えない仕組み」AI時代の消費力を高めるために「見える」です。デジタル技術の進展により、インターネットなどで商品やサービスに関する情報を容易に入手できるようになりました。

これからのデジタル社会では、利便性を享受しつつ、安全、安心な生活を守るため、AI(人工知能)が情報を届ける仕組みやリスクを理解するなど「消費者力」を高めていきましよう。

●消費者トラブルなどで困ったときは一人で悩まず、まずは相談してください。

相談時間 月々金曜日の午前8時30分〜午後5時15分 消費生活センター (☎025・525・1905)



5月は自転車安全月間です

自転車は自動車と同じ車両の仲間です。県では、全ての

自転車利用者に自転車損害賠償責任保険などへの加入を義務付けています。交通ルールとマナーを守って安全に自転車を利用しましょう。

●自転車に乗るときの基本ルール

「自転車安全利用五則」を守って、交通事故を防止しましょう。

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

●交通反則通告制度(青切符)が適用されます

16歳以上の自転車運転者の「携帯電話の使用」「信号無視」といった交通違反に対し、交通反則通告制度「青切符」が適用され、反則金が課されます。市民安全課 (☎025・520・5661)



お知らせ

もよおし・講座

募集

無料相談